

介護保険分野と障害福祉分野の連携に関する研修会

障害福祉サービスの理解編

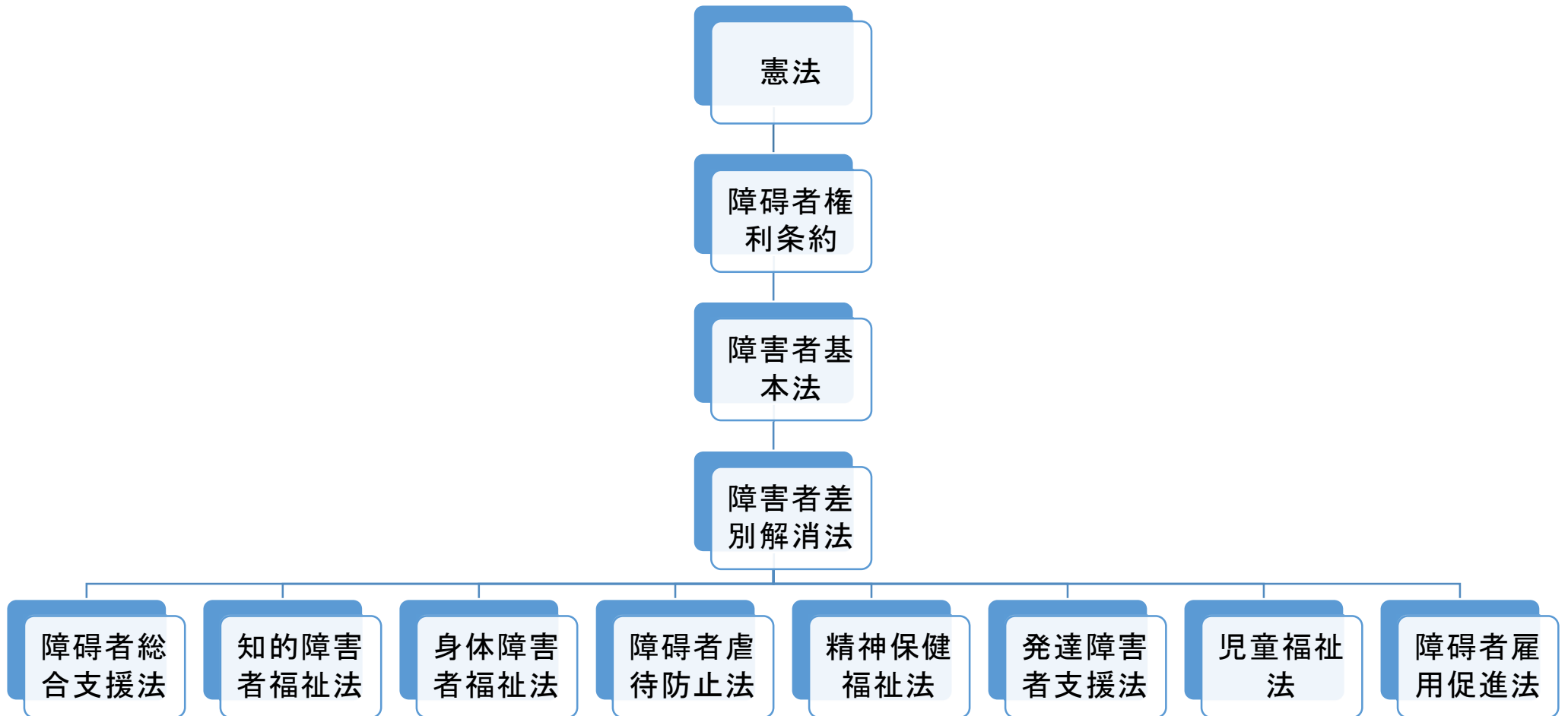
大津市障害者基幹調整センター

(大津市障害者自立支援協議会)

主任相談支援専門員 松岡啓太

障害福祉サービスに関して

障害者支援に関する法制度の体系





障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として2006年12月13日に国連総会において障害者権利条約採択され2008年5月3日に発効した。

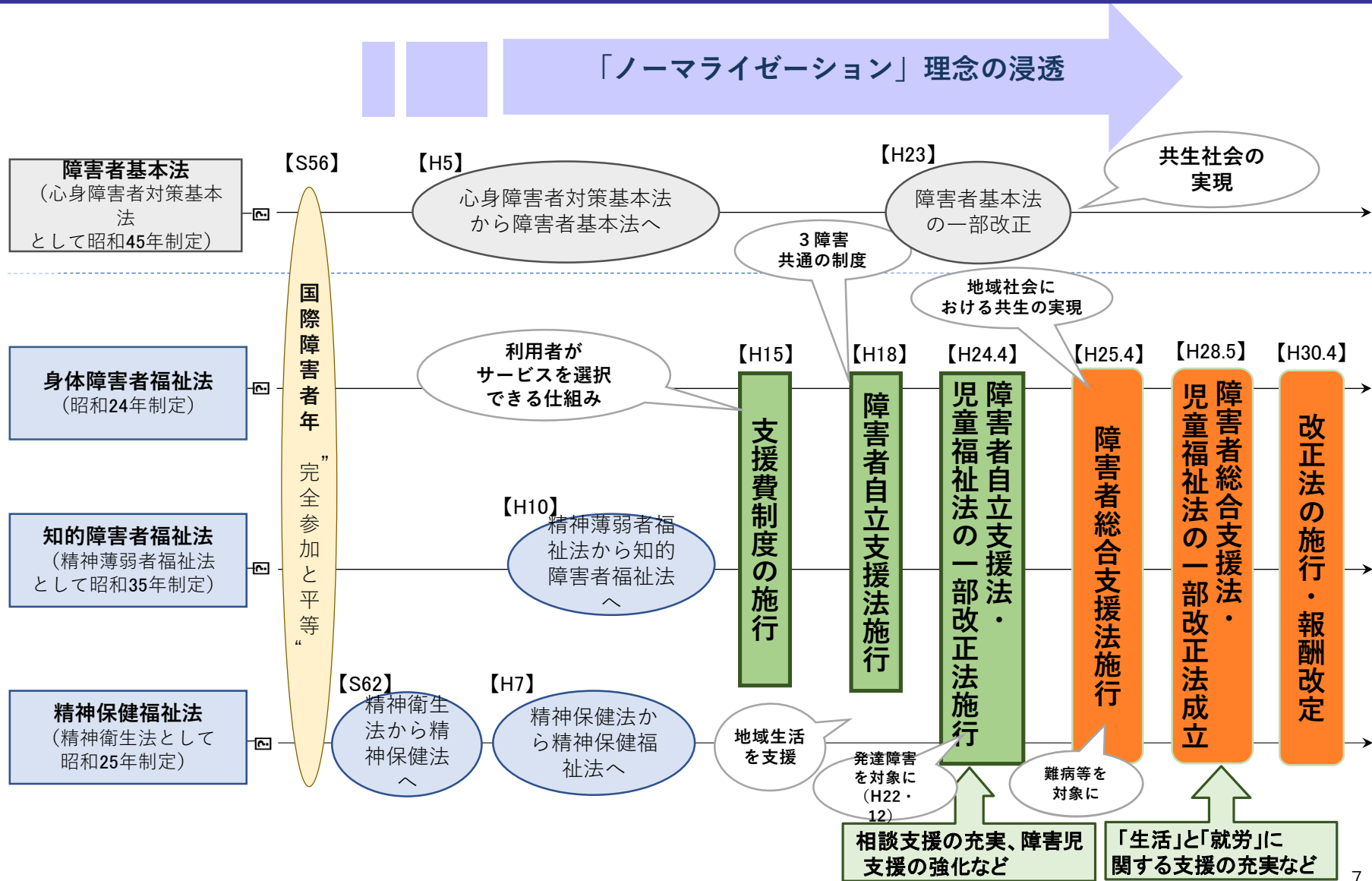
障害者権利条約 第19条

- この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。
- (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。
- (b) 地域社会における生活及び地域社会への包容を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス(個別の支援を含む。)を障害者が利用する機会を有すること。
- (c) 一般住民向けの地域社会サービス及び施設が、障害者にとって他の者との平等を基礎として利用可能であり、かつ、障害者のニーズに対応していること。

障害者基本法第3条

- (地域社会における共生等)
- 第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
 - 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - 三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

障害保健福祉施策の歴史



障害者総合支援法

障害者総合支援法の目指すもの（目的規定）

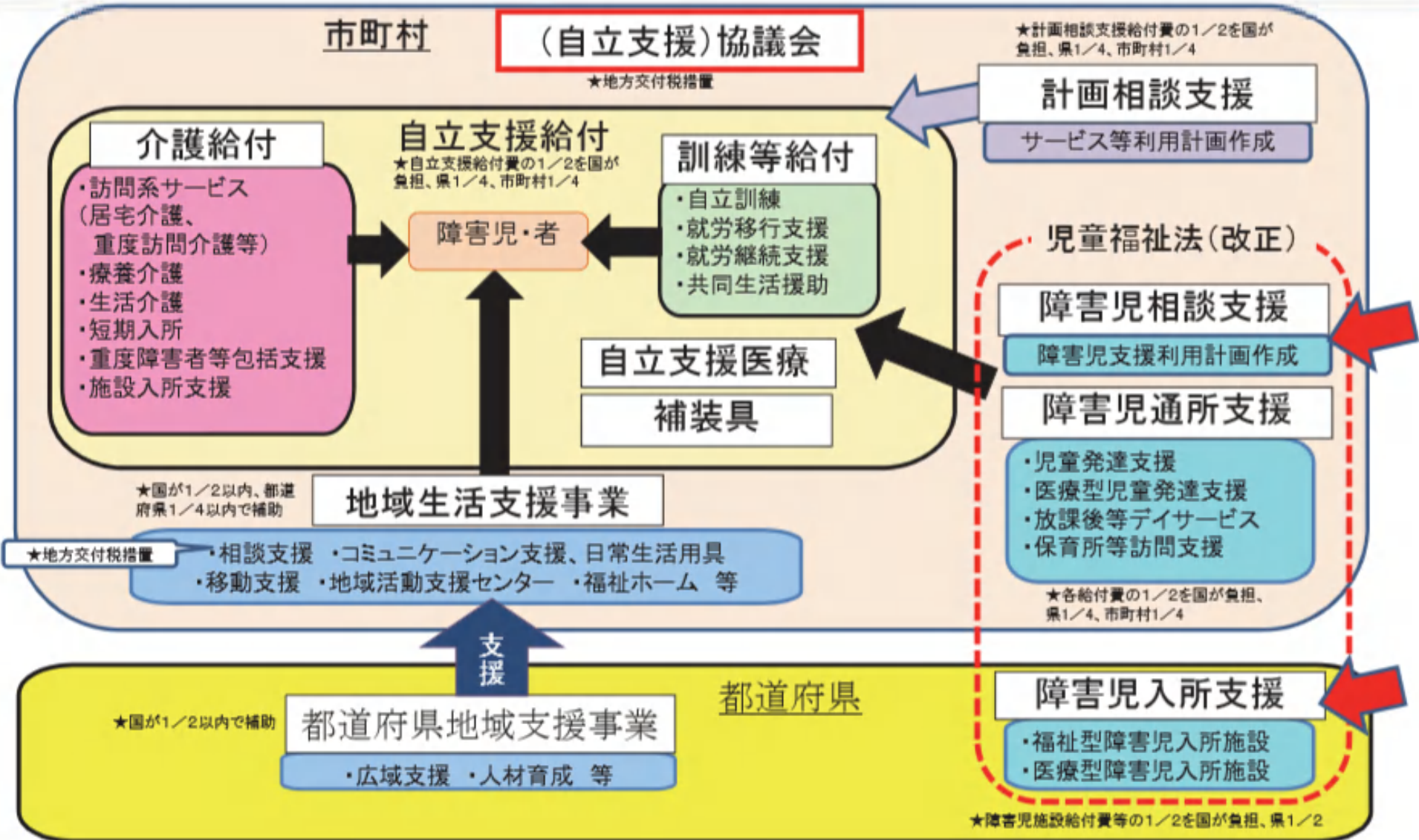
- 個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことを支援する
- 障害者や障害児の福祉の増進とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる「地域社会づくり」を進める

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

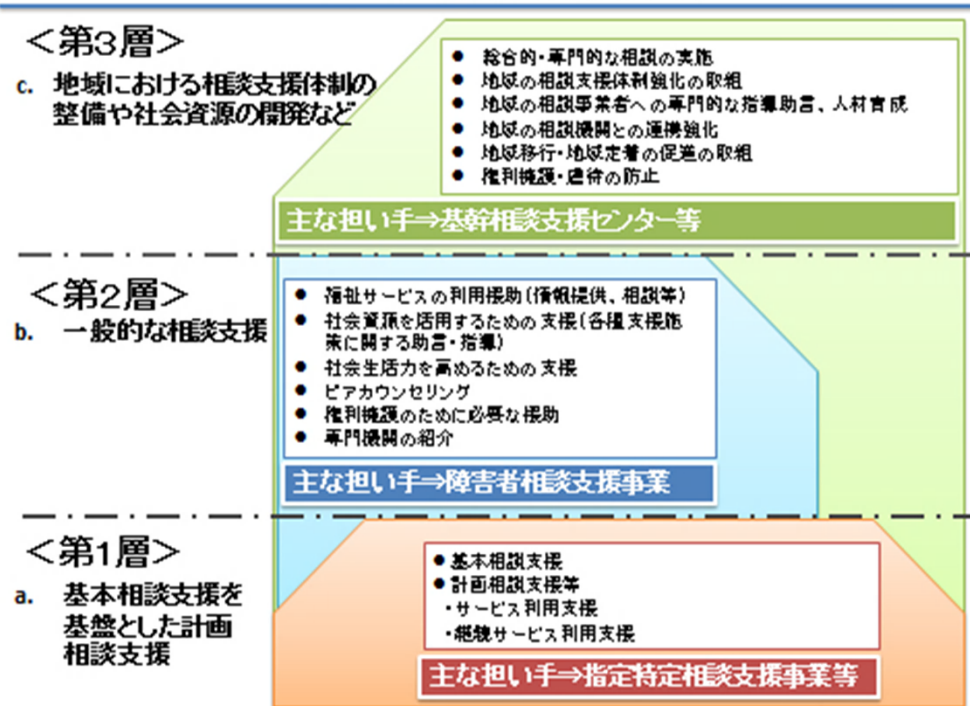
第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならない。



3層構造による相談支援体制の整備

- 地域において相談支援体制を整備していくに当たって、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業、個別給付による計画相談支援及び地域相談支援の各事業の役割を適切に整理することが必要。
- 2016（平成28）年に行われた「相談支援の質の向上に向けた検討会」の議論では、3層構造による区分が示された。

重層的な相談支援体制



（1）基本相談支援を基盤とした計画相談支援

主に障害福祉サービスを利用する障害者が基本相談支援を基盤としたケアマネジメントを提供することにより適切な支援を利用できるように支援を行う。

（2）一般的な相談支援

第2層目には、障害福祉サービス利用につながらない個別の相談支援や計画相談支援の対象ではあるものの実際の障害福祉サービス利用につながるまでに多くの時間を要する事例などに対する相談支援の役割である。

（3）地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

第3層目には、第1層目や第2層目の個別の相談支援事業では解決できない個別の事例から明らかになる社会資源不足や支援者の専門性の不足などの地域課題解決のために主体的に取り組んだり、第1層目の計画相談支援事業者に配置される相談支援専門員に対して地域としての人材育成に取り組む役割などが位置づけられる。

大津市の相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

生活支援センターが自立支援協議会の事務局を委託。虐待に関して虐待防止センターで対応

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

大津市から委託を受けた相談支援事業所が市内に17か所整備。

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

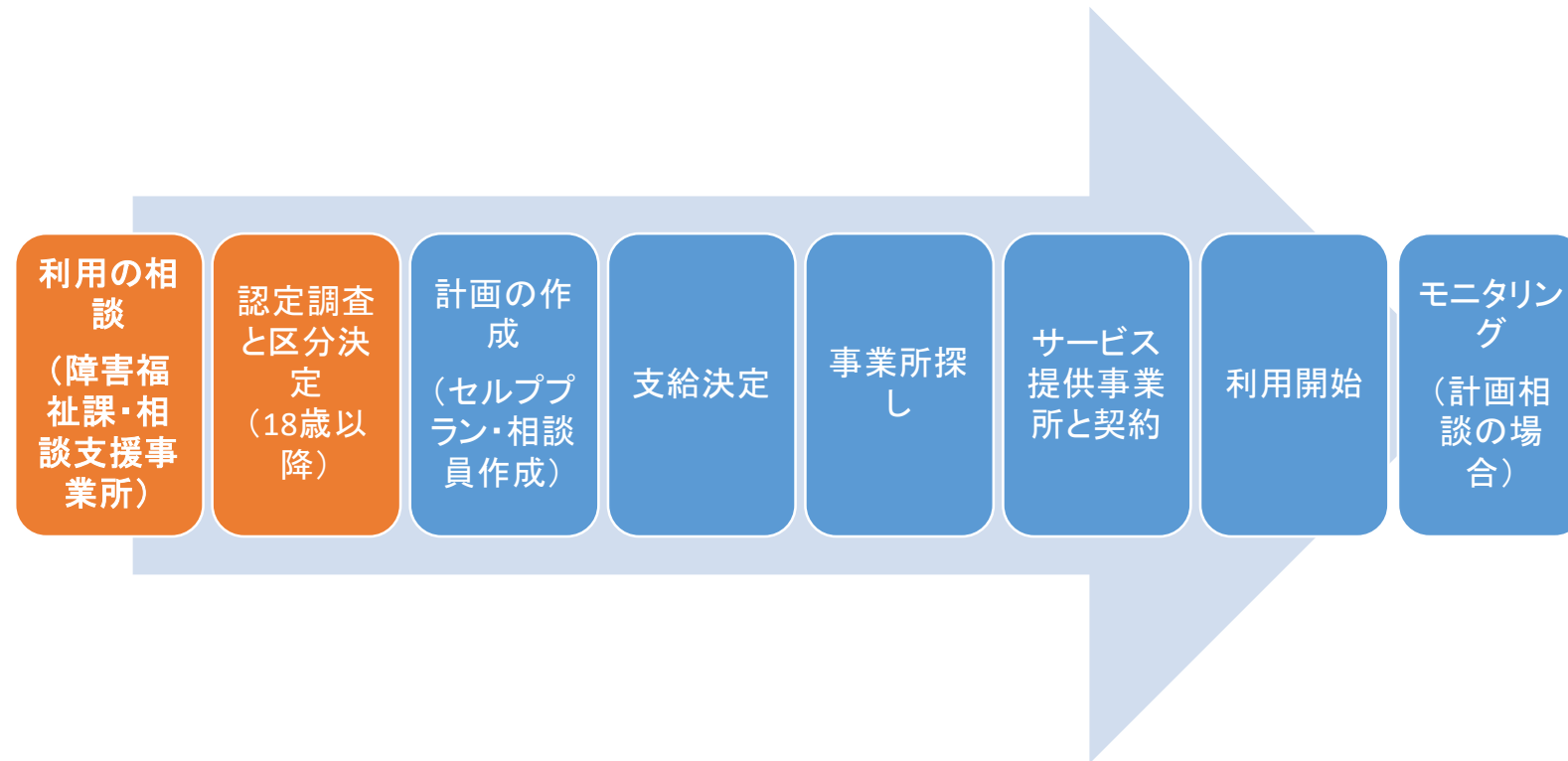
a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

大津市内に指定特定相談支援18か所
障害児相談支援17か所

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

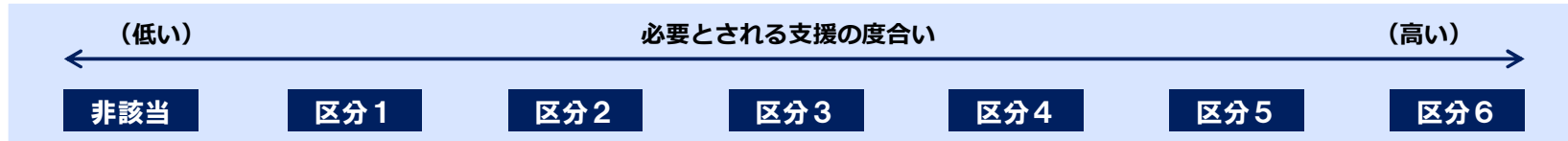
障害福祉サービス利用の流れ



障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

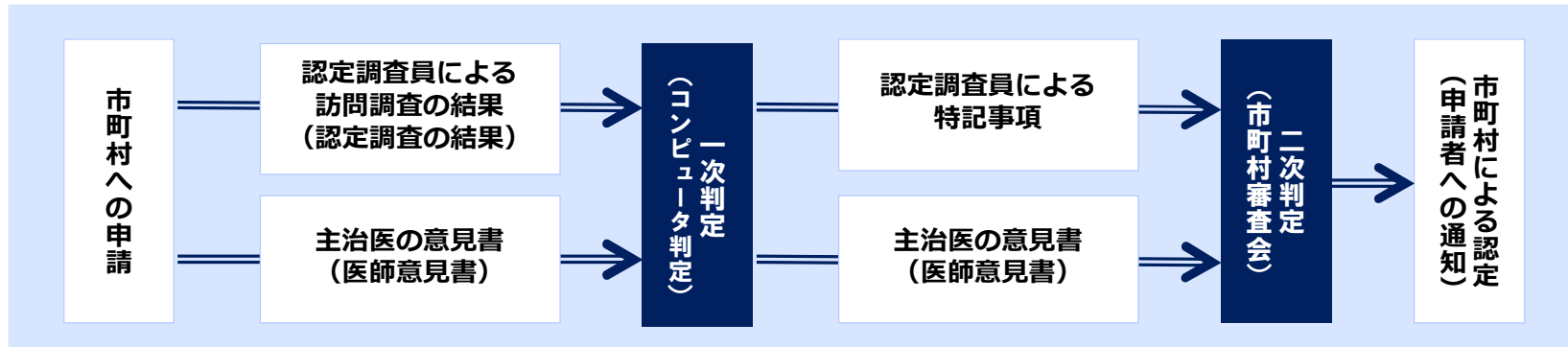
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

- 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

- 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



③ 市町村審査会による二次判定結果（平成27年10月～平成28年9月）

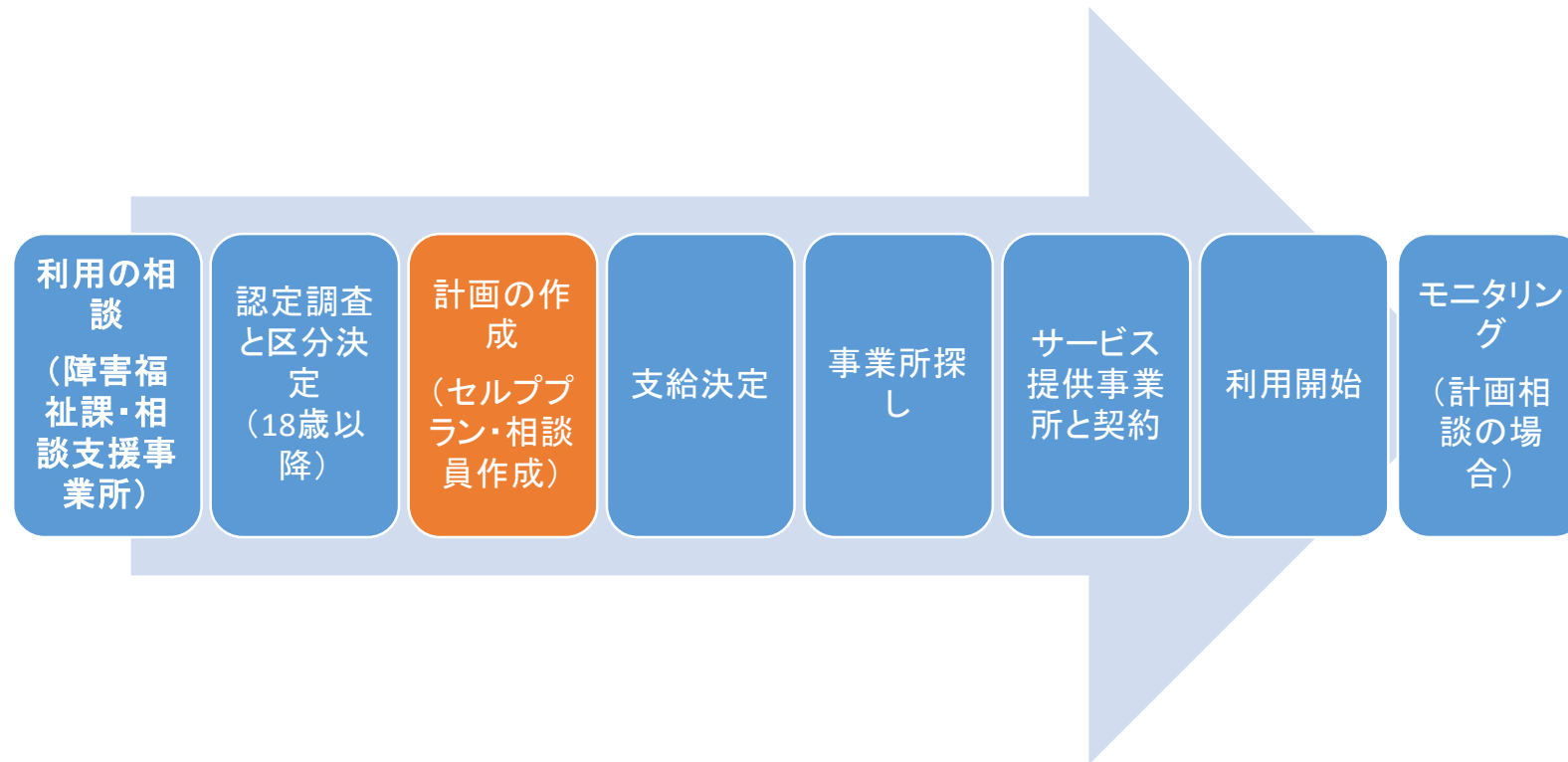
非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
71件	6,163件	46,914件	53,224件	46,478件	37,538件	59,479件	249,867件
0.0%	2.5%	18.8%	21.3%	18.6%	15.0%	23.8%	100.0%

厚生労働省資料

障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）				
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗	
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行	
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下	
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）				
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿	
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理	
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理	
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用	
3. 意思疎通等に関連する項目（6項目）				
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解	
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-	
4. 行動障害に関連する項目（34項目）				
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	-
5. 特別な医療に関連する項目（12項目）				
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置	
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護	
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル	

障害福祉サービス利用の流れ



様

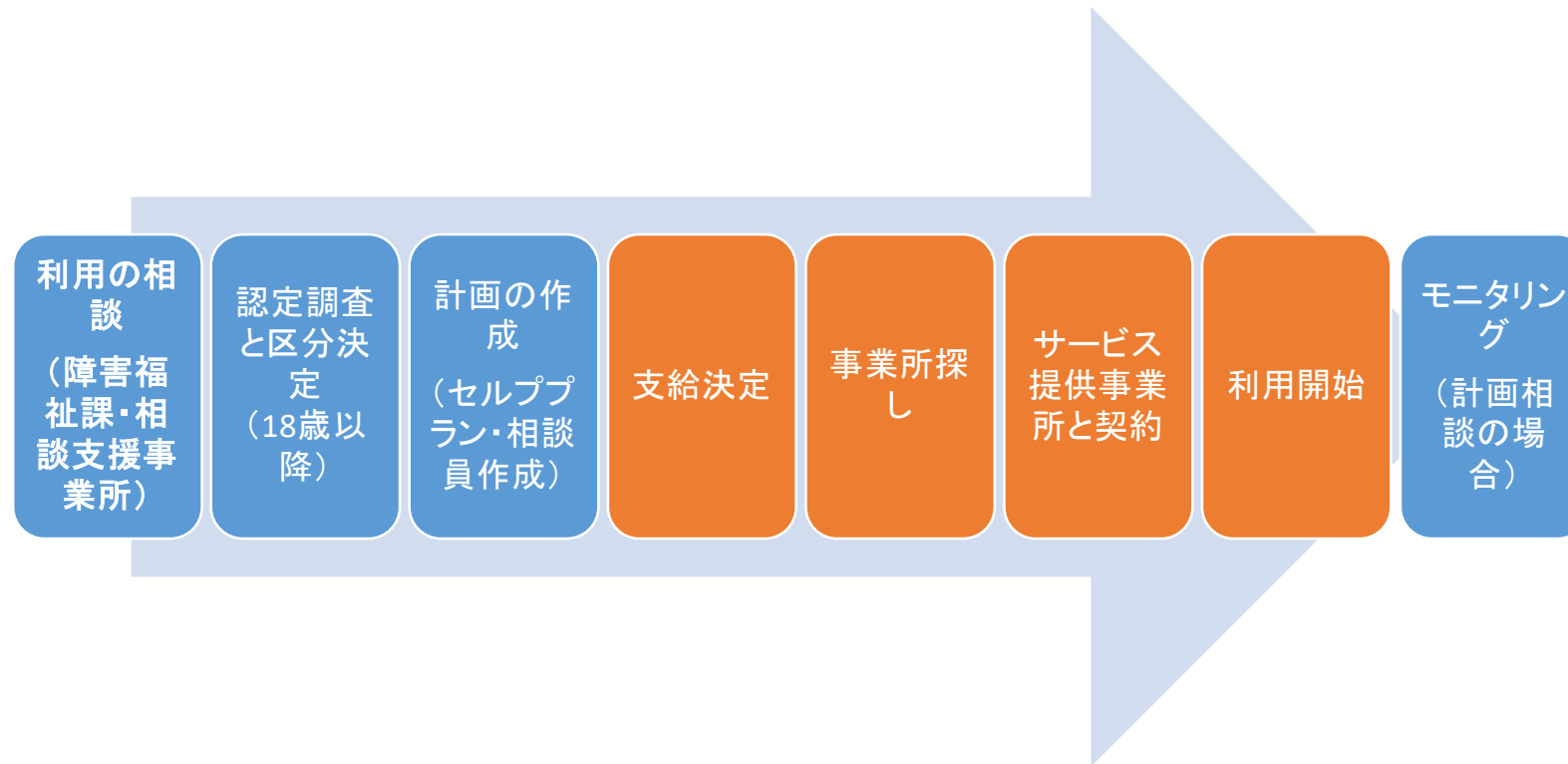
サービス等利用計画案

利用者氏名	〇〇 〇男	障害程度区分	区分2	相談支援事業者名	〇〇相談支援センター		
障害福祉サービス受給者証番号	1234567890			計画作成担当者	〇〇 〇〇		
地域相談支援受給者証番号							
計画案作成日	2012年4月1日	モニタリング期間(開始年月)	1か月間(2012年4月~6月)	利用者同意署名欄	〇〇 〇男		
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	左手を使い、以前のように動き、少しでも家族を囲いたい。 趣味のガーデニングを楽しみたい。						
総合的な援助の方針	体力をつけて、できる限り作業能力を向上させて、就労の道を探る。 生活リズムの安定をさせ健康にも配慮しながら、本人が好きなことをして充実した生活を送れるようにする。						
長期目標	就労のための訓練をして、少しでも給料の高いところで働く。						
短期目標	運動などで体重を5キロ減らしながら体力をつけて、就労支援事業所に無理なく週3回行けるようになったら、週4回行けることを目指す。						
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
1	右片麻痺があるが体力を維持しながら、働きたい。	一日のスケジュールを決め、体力の向上に努め、週3回就労移行支援事業所に通えるようになる。	3ヶ月	・就労移行支援事業所へ週3回、10時から16時まで通う。パソコンによる入力作業を練習する。 ・事業所への送りの調整は大学のボランティアセンターが行う。	・就労移行支援事業所への通所日には荷物までに乗換をする。 ・その日のボランティアの名前を調べておき挨拶する。	1ヶ月	就労移行事業所への行きは車送迎をお願いする。帰りは車送迎をお願いする。
2	無収入で経済的に家計がひっ迫している。	・年金の手続きをする。 ・特別障害者手当の受給について検討する。	3ヶ月	・年金申請手続きについて、相談支援センターが家族にアドバイスをする。 ・特別障害者手当の可否について本人・家族と主治医の意見をきく。	・制度を理解する。 ・一人で留守番をして、妻が働きに行けるように協力する。	1ヶ月	・貯金を整理してきちんと把握する。 ・生命保険の手続きをすすめ ・妻は非常勤講師から塾の教えている。
3	好きなガーデニングを楽しみたい。	昔の仲間と市内のガーデニングへ出かけたい。	12ヶ月	第1・2・4の月曜日に友人の送迎で2時間程度、ガーデニングのサークルに出かける。	・仲間の介助でサークルに参加する。	1ヶ月	
4	運動不足から体重の増加があり、再発作を起こすおそれがある。	高血圧・高脂血症があるので健康管理し、体重を5キロ減らす。	3ヶ月	・モニタリング時に実施状況と体重のチェック ・月1回の通院は市の送迎サービスを利用	・家の周りを散歩する(1日2回、30分ずつ)	1ヶ月	本人とプールに行き水中歩行
5	安心してお風呂に入りたい。	週に3回は入浴をする。	1ヶ月	・訪問介護(介護保険・身体介護)にて入浴の介護 週3回(各1時間) ・移動支援事業で週1回(2時間)外出の支援	外出の計画を立てる。	1ヶ月	入浴日以外は、妻がシャワーの支援をする。
6	もっとちゃんとほなせるようになりたい。	留守番ができるようになる。	3ヶ月	介護保険サービスによる通所リハ(ST)月2回(市の送迎サービスを利用)	通所していない日の自習	1ヶ月	

サービス等 利用計画

- ・ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する際に作成する必要があります。
- ・ 利用者自身の生活全般にわたるニーズ、それに対しての支援目標、具体的支援等を整理したものです。

障害福祉サービス利用の流れ



受給者証の発行

(一)

障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	123456789
支給決定障害者等	居住地 大津市馬場2丁目13-50
	フリガナ ビワコタロウ
	氏名 琵琶湖太郎
	生年月日 昭和 52 年 7 月 7 日
障害児	フリガナ ビワコハナコ
	氏名 琵琶湖花子
生年月日 平成23年10月23日	
障害種別	1 2 3 4 5
交付年月日	平成 年 月 日
支給市町村名 及び 印	252015 大津市福祉事務所長

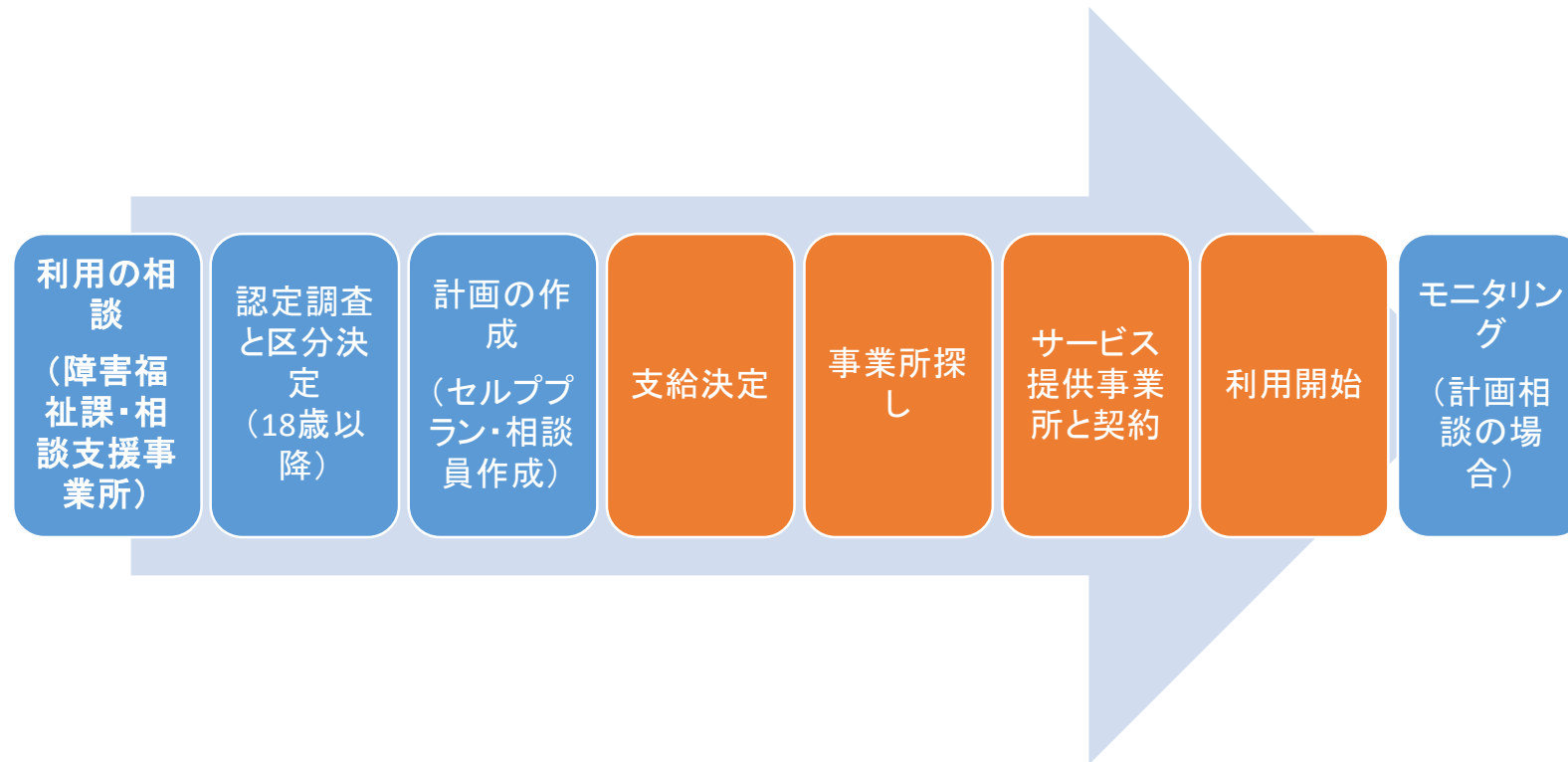
(二)

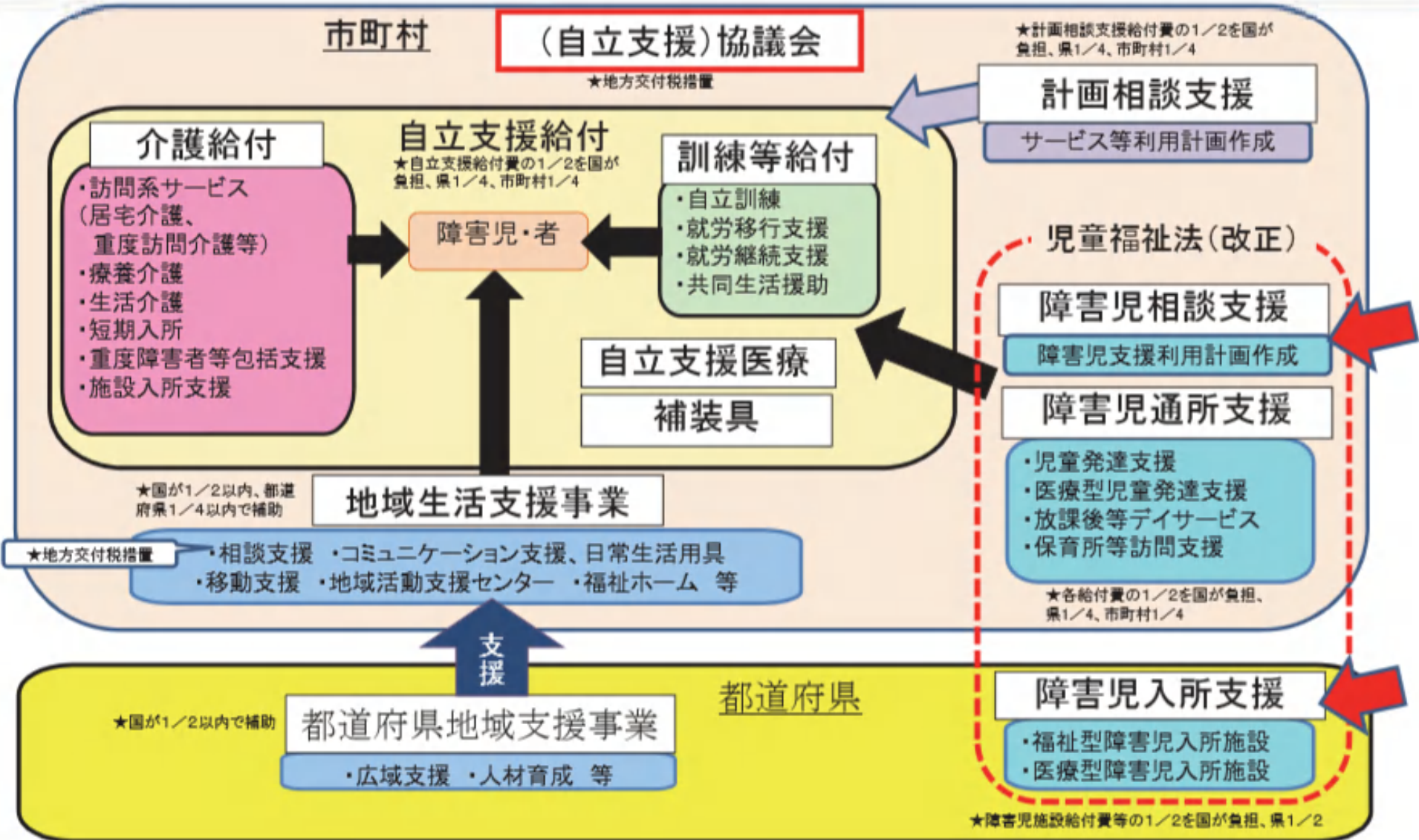
介護給付費の支給決定内容	
障害程度区分	
認定有効期間	平成29年4月1日から平成32年3月31日まで
サービス種別	居宅介護
支給量等	居宅における身体介護6時間/月(1回あたり上限6時間)
支給決定期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(五)

相談支援給付費の支給内容	
支給期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
指定相談支援事業所名	やまびこ内 生活支援センター
モニタリング期間	12月ごと(平成30年3月) *モニタリング実施予定月(平成30年3月)

障害福祉サービス利用の流れ





障害者総合支援法に基づくヘルパー利用

身体介護	自宅でご本人の入浴、トイレ、食事、更衣、見守り等 日常生活における身体面の介助をします。
家事援助	自宅でご本人の料理や洗濯、掃除等 自宅での家事のお手伝いをします。
通院等介助	ご本人の通院等の付き添いのお手伝いをします。
行動援護	知的や精神に重い障害があり、見守りが必要な人に対して安心して日常生活や外出ができるように支援します。
重度訪問介護	身体に重い障害がある人の日常生活や外出の支援を総合的に支援します。
同行援護	視覚障害等の人のお外出に同行し、移動に必要な情報の提供や、必要な援助を行います。
移動支援	ご本人の余暇活動や外出、買い物等で外出したい時の付き添いを支援します。

居宅介護

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※ 通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
255単位(30分未満)～833単位(3時間未満)
3時間以降、30分を増す毎に83単位加算

家事援助中心
105単位(30分未満)～
274単位(1.5時間未満)
1.5時間以降309単位+15分を
増す毎に35単位加算

通院等介助(身体介護なし)
105単位(30分未満)～
274単位(1.5時間未満)
1.5時間以降343単位+30分を
増す毎に69単位加算

通院等乗降介助
1回101単位

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算)
→ サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

21,707 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

199,021 (国保連令和 4年 12月実績)

身体介護

- 居宅内での入浴、排泄、食事、更衣、見守り等、日常生活における身体面の介助をします。
- 1回あたりの利用時間の上限は基本3時間です。
- 利用者の自立につなげるために、安全を確保しつつ常時介助出来る状態でヘルパーが利用者と共に調理、掃除、洗濯等の家事を行う支援については「身体介護」（家事の共同実践）で支給決定が可能です。ただし、事前に障害福祉課に相談してください。

家事援助

・日常生活を営む上で必要な行為を、利用者本人に代わってヘルパーが行います。利用者が単身のため、又は家族等の介護者に障害や疾病があるため、利用者本人や家族等の介護者が家事を行うことが困難な場合に支援するサービスです。

（日常生活に含む）

調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整理・補修、ベッドメイク、薬の受け取り
育児支援（育児中の親が障害を理由に通常の育児ができない場合）等

（日常生活に含まない）

来客対応、洗車、利用者本人以外のための調理・洗濯、利用者本人が使用しない部屋の掃除、部屋の模様替え、特別な調理（正月やクリスマスなど特別な手間を掛けて行うもの）庭の手入れ、ペットの世話等

通院等介助 ①

・居宅から、病院へ通院するため、官公署や相談事業所へ公的手続や障害福祉サービス利用について相談するための移動介助を行います。具体的には以下の通り。

①病院等への通院…医療機関に通院の介助

②官公署等での手続き…公的手続及び相談のため、官公署（国、都道府県、市町村の機関や外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他準ずる施設））、指定相談支援事業所を訪れる場合の送迎の介助（選挙の投票を含む。）

③障害福祉サービス事業所の見学…相談の結果、見学のため、紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合の送迎の介助

通院等介助 ②

(身体介護を伴わない場合)

【対象者】 障害者、障害児（小学生以上）、難病等の患者（小学生以上の児童含む）

【支援区分】 区分1以上（児童はこれに相当する支援の度合）

(身体介護を伴う場合)

【対象者】 障害者、障害児（小学生以上）、難病等の患者（小学生以上の児童含む）

【支援区分】 区分2以上（児童はこれに相当する支援の度合）

【他の要件】

障害支援認定調査において、次に掲げる項目のいずれかの状態に1つ以上認定されていること

歩行：「全面的な支援が必要」

移乗：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

移動：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排尿：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

排便：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」

介護保険対象者の利用に関して

- 65歳以前から利用しており、65歳到達時に要介護認定が非該当になった方は利用することが可能です。また、介護保険における居宅介護等サービスの支給量・内容では在宅支援が十分に確保されない場合、一定の条件を満たせば、身体介護を上乗せして受給できます。

重度訪問介護

○対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○サービス内容

- 居宅等における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
 - 入院中の病院等における意思疎通支援(区分6の者のみ) 等

※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
 - ※ 重度障害者等包括支援対象者
 - ・ 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(Ⅰ類型(筋ジス、脊 椎損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定))、又は最重度知的障害者(Ⅱ類型(重症心身障害者を想定))
 - ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型(強度行動障害を想定))
- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○報酬単価(令和3年4月～)

<p>■ 基本報酬</p> <p>185単位(1時間未満)～1,412単位(8時間未満) ※ 8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定</p>		
<p>■ 主な加算</p>		
<p>特定事業所加算(10%又は20%加算)</p> <p>→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価</p>	<p>行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)</p> <p>→ サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価</p>	<p>喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)</p> <p>→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価</p>

○事業所数

7,518 (国保連令和 4年 12月実績)

○利用者数

12,221 (国保連令和 4年 12月実績)

重度訪問介護の対象者

- **【支援区分】** 区分4以上（病院等に入院又は入所している障害者への意思疎通支援の場合は区分6、かつ入院又は入所前から重度訪問介護を利用していること）
- **【他の要件】**
 - （身体障害者・難病等の患者の場合）
 - ・ 二肢以上に麻痺があること
 - ・ 障害支援区分認定調査において、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが「支援不要」以外と認定されていること
 - （知的障害者・精神障害者の場合）
 - ・ 障害支援区分認定調査による行動関連項目（12項目）の合計が10点以上であること

介護保険対象者の利用に関して

- 介護保険における居宅介護等サービスの支給量・内容では在宅支援が十分に確保されない場合、一定の条件を満たせば、重度訪問介護を上乗せして受給できる仕組みとなっています。

移動支援

社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時、日常生活の買い物等で利用できます。ただし、経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象としません。

介護保険対象者の利用に関して

- ・療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている方。
- ・両上肢、両下肢のいずれも障害があり、身体障害者手帳1級で介護保険給付の対象となる前から利用していた方。
- ・上肢及び下肢のいずれにも障害があって、下肢又は体幹が1級から3級で介護保険給付の対象となる前から移動支援を利用していた方。

移動支援 個別支援

- 移動支援には3つのメニューがあります。利用する場合は大津市の障害福祉課に移動支援の申請書を提出します。
- (1) 個別支援 (原則 30 時間 / 月まで。)
- 利用料金は、課税世帯は報酬単価の1割です。(1時間利用して410円の利用率となります。) なお、非課税世帯及び生活保護世帯の利用料は無料です。

移動支援 グループ支援

- (2) グループ支援 (5回 / 月まで)
- 屋外でのグループワーク、同一目的地、同一イベントへの同時参加の際に、複数名の障害者(児)に対して、その数を下回る人数のヘルパーにより提供される支援です。

移動支援 車両送迎支援

- (3) 車両移送型支援（原則 5 時間 / 月まで）
- 公共交通機関を利用して外出することが困難な障害者（児）に対して、道路運送法に基づく許可を取得している事業所が、車両により送迎等を行う支援です。乗車等介助、目的までの移送支援、降車等介助を支援します。ショートステイの送迎等で利用します。
- 利用料金は報酬単価の1割です。（1時間利用して260円（目的地でヘルパーによる余暇や活動の支援を受ける場合は、190円） + 事業所が設定するガソリン代等の利用料となります。）

同行援護

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※ 外出について
通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・ 同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員は、令和6年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したものと見なす。)
・ 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬		
190単位(30分未満)～628単位(3時間未満) 3時間以降693単位+30分を増す毎に65単位加算		
■ 主な加算		
盲ろう者支援加算(25%加算) → 盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価	区分3の者に提供したときの加算(20%加算) → 障害支援区分3の者への支援を評価	区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算) → 障害支援区分4以上の者への支援を評価
特定事業所加算(5%、10%又は20%加算) → ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価	特別地域加算(15%加算) → 中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価	喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算) → 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

5,748 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

26,292 (国保連令和 4年 12月実績)

同行援護の対象者

- 同行援護アセスメントにおいて、次の2項目のいずれの状態にも該当すること
- 移動障害に係る点数が1点以上
- 視力障害、視野障害、夜盲に係る点数のいずれかが1点以上
- 障害支援区分の認定を必要としないものとする。

行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
- 外出時における移動中の介護
- 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
 - ・ 予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
 - ・ 制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
 - ・ 身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・ 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※ 令和3年3月31日時点での介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(令和6年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価 (令和3年4月～)

■ 基本報酬

258単位(30分未満)～2,540単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

→ ①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)

→ 支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→ 特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

2,021 (国保連令和 4年 12月実績)

○ 利用者数

13,149 (国保連令和 4年 12月実績)

行動援護対象者

- 次の二項目に該当する方が利用できます。
- 障害支援区分が区分3以上
- 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）ある者
- 行動関連項目等：コミュニケーション、説明の理解、大声・奇声を出す、異食行動、多動・行動停止、不安定な行動、自らを傷つける行為、他人を傷つける行為、不適切な行為、突発的な行動、過食・反すう等、てんかん発作の頻度（これのみ医師意見書による）
→それぞれ程度に応じて0・1・2の3段階で点数化する

行動援護の対象者の基準表

(行動する際に生じる得る危険を回避するために必要な介護)

行動調査項目	0点		1点	2点	
本人独自の表現方法を用いた意志表示	・意志表示できる		・時々独自の方法	・常に独自の方法	・意思表示できない
言葉以外の手段を用いた説明理解	・説明を理解できる		・時々言葉以外の方法	・常に言葉以外の方法	・説明を理解できない
食べられないものを口に入れる	・ない	・時々ある	・ある(週1回以上)	・毎日	
多動又は行動の停止	・ない	・稀にある	・月に1回以上	・週に1回以上	・ほぼ毎日
パニックや不安な行動	・ない	・稀にある	・月に1回以上	・週に1回以上	・ほぼ毎日
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	・ない	・稀にある	・月に1回以上	・週に1回以上	・ほぼ毎日
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	・ない	・稀にある	・月に1回以上	・週に1回以上	・ほぼ毎日
他人に抱きついたり断りもなくものをもってくる	・ない	・稀にある	・月に1回以上	・週に1回以上	・ほぼ毎日
環境の変化により突発的に通常と違う声をだす	・ない	・稀にある	・週に1回以上	・日に1回以上	・日に頻繁
突然走っていなくなるような突発的行動	・ない	・稀にある	・週に1回以上	・日に1回以上	・日に頻繁
過食、反すう等の食事に関する行動	・ない	・稀にある	・週に1回以上	・週に1回以上	・ほぼ毎日
てんかん発作(医師意見書)	年1回以上 換算せず		・月に1回以上	・週に1回以上	

～障害者の移動を支援する福祉サービス事業体系～

- 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、同行援護、行動援護、重度訪問介護、居宅介護（うち通院等介助、通院等乗降介助）といった「個別給付（義務的経費）」でサービスを提供（マンツーマンでの対応）。
- その他、利用者の個々のニーズや状況に応じた柔軟な支援や複数の者に対する移動の同時支援（グループ支援）などを行うため、市町村を実施主体とする「地域生活支援事業（裁量的経費）」（移動支援事業）としてサービスを提供（マンツーマン、複数の者、いずれの対応もあり得る）。
- 個別給付については、障害者の社会参加の促進、地域での障害者の自立した生活を支える上で重要であるが、これらの制度の趣旨や人員・財源の制約などから、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」は対象外としている。

地域生活支援事業
(裁量的経費)

個別給付(義務的経費)

	移動支援	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
対象者	○ 障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者	○ 障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害） ・ 障害支援区分1以上	○ 障害者（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者） ・ 障害支援区分4以上に該当し、次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者	○ 障害者・障害児（重度の視覚障害） 【身体介護なし】 ・ 同行援護アセスメント票の基準を満たす者 【身体介護あり】 上記に加えて ① 障害支援区分2以上 ② 障害支援区分調査項目のうち「歩行」にあっては「全面的な支援が必要」に認定又は「移乗」、「移動」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定	○ 障害者・障害児（重度の知的障害、精神障害） ・ 以下のいずれにも該当 ① 障害支援区分3以上 ② 障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者
支援の範囲	○ 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援 ○ 実施方法 ア 個別支援型 イ グループ支援型 ・ 複数の障害者等への同時支援 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援 ウ 車両移送型 ・ 福祉バス等車両の巡回による送迎支援	居宅における ○ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ 生活等に関する相談及び助言 ○ その他生活全般にわたる援助 外出時における ○ 病院等への通院のための移動介助や屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助	居宅における ○ 入浴、排せつ及び食事等の介護 ○ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ○ その他生活全般にわたる援助 外出時における ○ 移動中の介護 ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。	外出時における ○ 移動に必要な情報の提供 ○ 移動の援護、排せつ及び食事等の介護 ○ その他外出時に必要な援助	○ 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 ○ 移動中の介護 ○ 外出前後に行われる衣服の着脱介助など ○ 排せつ及び食事等の介護その他の障害者等が行動する際に必要な援助
移動の目的	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出	○ 病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続き若しくは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く	○ 社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※ 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く

福祉サービスのもとでの通所支援

	事業名	内容・位置づけ
訓練等 給付	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害者で、 <u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u> に対して、①生産活動、職場体験等の活動の <u>機会の提供</u> その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に <u>応じた職場の開拓</u> 、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。(利用期間:2年)
	就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難であり、 <u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u> に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。
	就労継続支援B型	<u>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者</u> に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
介護 給付	生活介護	入浴、排泄、食事棟の介護、創作的活動、 <u>生産活動の機会の提供</u> 等を通じた身体機能または生産能力の向上
地域 生活 支援 事業	地域活動支援センター	創作的活動または <u>生産活動の機会の提供</u> 、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与

就労継続支援 B 型事業所に関して

- ・ 仕事内容は清掃作業、農作業、木工、食品製造、箱折り、工場下請け、販売等、事業所によって特徴があります。
- ・ 事業所での行事等があるところが多いです。
- ・ 食事はお弁当を職場で購入または各自持参するところが多いです。
- ・ 就労支援事業所は自主通所のところが多いですが、最寄り駅まで等の事業所送迎をしているところもあります。
- ・ 通所時間は 9 時代から 16 時代のところが多いです。開所日は平日基本で土曜日も月数回開所しているところがあります。
- ・ B 型の工賃は滋賀県で平均工賃 1.8 円万台です
- ・ 本人のニーズに応じて複数の事業所を利用することも可能です。

生活介護事業所に関して

- ・介護や常時の見守りなど、一定の支援が必要な障害者に日中活動を提供する施設です。
- ・生活介護は障害支援区分3以上（50歳以上の場合は 障害支援区分2以上）の方が対象となります。
- ・サービス内容は、食事や排泄などの介護や日常生活の支援、軽作業などの生産活動や創作的活動などを行います。また、外出や行事等もあります。入浴支援に関しては実施している事業所としていない事業所とあります。
- ・開所日は基本平日で土曜日にも月数回開所しているところもあります。
- ・食事は給食の提供のところとお弁当を購入して二次調理をするところとあります。
- ・生活介護は送迎支援を行っています。個別送迎とバス送迎とあります。生活介護の通所時間は9時代から16時代のところが多く、10時までに自宅迎え、17時くらいまでに自宅送りする事業所が多いです。
- ・利用料は非課税世帯の場合は0円となりますが、食費等の実費がかかります。
- ・本人のニーズに応じて複数の事業所を利用することも可能です。

グループホームと施設入所支援

	施設入所支援	グループホーム
定員	最低定員30名	最低定員4名。4～7名程度が多い。最近 は20名程度の大規模なところもあり
利用条件	支援区分4以上	障害支援区分の条件なし
費用	家賃はなく、障害基礎年金の範囲内で賄える	家賃があり、費用は様々 行政の支給で家賃の補足給付がある
日中	施設の敷地内にある生活介護等を利用することが多い	敷地外にある作業所や生活介護を利用
外部サービス利用	在宅サービスの利用は原則できません。	外出のために移動支援や通院等介助や 行動援護が利用できます。また、ホーム内 での訪問看護が利用できます。
特徴	生活介護などの日中活動と併せて夜間等 におけるサービスを提供することで、障害 のある方の日常生活を一体的に支援する。	主に夜間等の日常生活支援を実施し、日 中はどこかしらの事業所(生活介護や就 労等)に通所する。

グループホーム3類型の比較

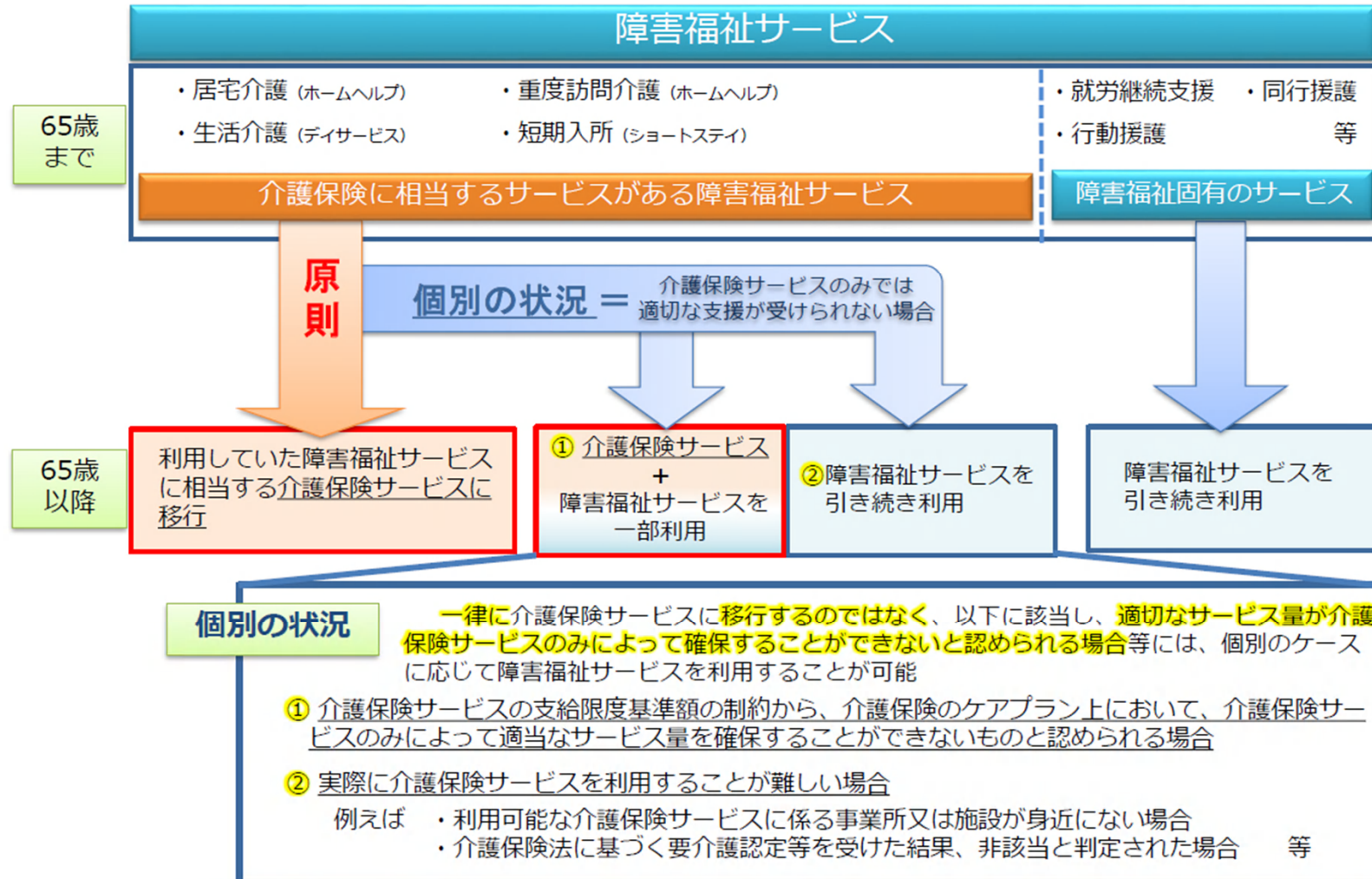
	介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型	
定員	<ul style="list-style-type: none"> ・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員 20名以下+短期入所1～5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 2～10名 	<ul style="list-style-type: none"> ・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2～10名 	
住居	・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ入所施設又は病院の敷地外にあること。			
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。 ・ユニットの居室面積:収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。 			
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数が30人以下:1人以上 ・利用者数が31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 		
	世話人	6:1以上 (報酬上は4:1～6:1)	5:1以上 (報酬上は3:1～5:1)	6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1～6:1、10:1)
	生活支援員	障害支援区分に応じ (区分6)2.5:1 ~ (区分3)9:1以上		なし(介護の提供は受託居宅介護事業所が行う)
	夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)
	日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	1名以上の職員の配置が必要	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)
	個人単位ヘルパー利用 (R6.3.31までの経過措置)	以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。		なし
報酬	世話人の配置及び支援区分に応じて 667単位/日～170単位/日 ※各種加算あり	世話人の配置及び支援区分に応じて 1,105単位/日～252単位/日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 243単位/日～114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり	
事業者数 (令和3年9月国保連データ)	9,134事業所	419事業所	1,300事業所	
利用者数 (令和3年9月国保連データ)	129,252人	5,858人	15,402人	

グループホームの利用料金（例）

	利用者が支払う額	留意事項
障害福祉サービス利用料	0円	本人が非課税の場合
家賃	30000円 (家賃40000円)	補足給付費として家賃補助が最大1万円出た場合。
光熱費	10000円	
食費	21000円	朝食代200円と夕食代500円
日用品費	4000円	共用の日用品費
合計	65000円	

- ・ホームの入居にあたり、各自が部屋で利用する布団やテレビ等の購入費用がかかります。
- ・年金や作業所の工賃だけで費用の捻出が難しい場合で本人が貯蓄がない場合は生活保護を申請する場合があります。

障害福祉制度と介護保険制度の適用関係の概要



※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年通知)

介護保険サービス併用利用者の障害福祉サービス利用の計画作成について

- 介護保険制度のサービスを利用する場合は、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）の作成対象となるため、介護保険制度併用者の場合、まずはケアマネ等にケアプランに記載できないか確認を行います。無理な場合は、相談支援専門員又は障害福祉課からケアプラン等への障害福祉サービスの記載方法についてケアマネ等にアドバイスを行います。
- ただし、下記にあげる障害福祉サービス固有のものと認められるサービスの利用を希望する場合や大津市が必要と認める場合に限り、計画相談支援の対象とします。
- ※障害福祉サービス固有のものと認められるサービス⇒行動援護、同行援護、就労継続支援

障害福祉サービスと 介護保険サービスの違い



総合支援法と介護保険法の違い ①

介護保険は社会保険方式を採用しており、**50%**を保険料で賄っているが、障害者福祉は全額を税で賄う社会扶助方式（税方式）を採用している。

①介護保険法

- ・第一条抜粋 「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう…」

②障害者総合支援法

- ・第一条抜粋 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう…」

総合支援法と介護保険法 主な用語の出現頻度

	尊厳	自立	人権	権利	立場	課題	分析	総合的	効率的	効果的
総合支援法	1	276	2	5	2	1	2	28	3	0
介護保険法	1	26	0	12	0	14	19	16	35	9

障害福祉と介護保険の違い②

	障害者総合支援法	介護保険法
対象者	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）、難病等・18歳以上の方で介護給付といわれる下記のサービスを利用するには障害支援区分がでていることが必要。	<ul style="list-style-type: none">・65歳以上の人（第1号被保険者） →日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合。・40歳～64歳までの人（第2号被保険者）
介護の必要度の指標	障害支援区分（非該当、区分1～6）	要介護度（要支援1・2、要介護1～5）
サービス支給限度	<ul style="list-style-type: none">・支給決定基準は介護給付費等及び地域生活支援事業等、児童福祉法の障害児通所支援給付の支給決定又は利用決定等を公平かつ適正に行うために、支給又は利用の要否や、支給量の決定について定めたものです。ただし、支給決定基準は、あくまでも支給決定等を公平かつ適正に行うために定めるものであり、支給量等の上限を定めるものではありません。	<ul style="list-style-type: none">・要介護状態区分別に支給限度額が設定。支給限度額を超えてサービスを利用すると全額自費となります。

<障害者>

障害程度区分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
一般		104,000	165,800	194,800	267,500	306,000	358,300
外部サービス利用型		-	126,000	156,000	180,000	204,000	244,000
行動援護・重症心身障害		-	-	292,200	401,250	459,000	537,450
包括支援		-	-	-	-	-	806,100
重度訪問介護		-	-	389,600	535,000	612,000	716,600
加算項目 (上記金額 に上乘せ)	通院加算	20,000	20,000	-	-	-	-
	グループホーム加算	35,000	-	-	-	-	-
	帰宅支援加算	-	20,000	-	-	-	-
(参考基準)介護保険		104,000	165,800	194,800	267,500	306,000	358,300

区分/基準額	加算名/加算額	加算対象者
区分1	通院加算/20,000	定期的通院が必要な者。(通院介助利用者)
104,000	グループホーム加算/35,000	グループホームに入居している者。
区分2	通院加算/20,000	定期的通院が必要な者。(通院介助利用者)
165,800	帰宅加算/20,000	グループホームに入居していて、帰宅時に支援が必要な者。
区分3		
194,800		
区分4		
267,500		
区分5		
306,000		
区分6		
358,300		

サービス体系		算定単位
身体介護（時間）		400
家事援助（時間）		150
乗降介助（回）		100
通院介助（時間）	身体介護あり	400
	身体介護なし	150
重度訪問介護（時間）		200
行動援護（時間）		400
通所法定施設（月単位）		8500
通所法定施設（週2日以下利用の方）		3500
グループホーム/宿泊型生活訓練（区分1以下の方）		3500
グループホーム/施設入所支援（区分2以上の方）		8000
短期入所/グループホーム宿泊体験（日数）		500
自立生活援助・就労定着支援（月単位）		500
放課後等デイサービス（日数）		600

利用計画支給量基準算定表

利用者氏名	障害支援区分	相談支援事業所名		
受給者証番号	手帳種別等	計画作成担当者		
計画開始年月日	対象種別	支給基準単位		
サービス体系	算定単位	利用量	月間利用単位	その他留意事項
身体介護(時間)	400		0	
家事援助(時間)	150		0	
薬師介助(回)	100		0	
通院介助(時間)	身体介護あり	400	0	
	身体介護なし	150	0	
重度訪問介護(時間)	200		0	
行動援護(時間)	400		0	
通所法定施設(月単位)	8500		0	
通所法定施設(週2日以下利用の方)	3500		0	
グループホーム/宿泊型生活訓練(区分1以下の方)	3500		0	
グループホーム/施設入所支援(区分2以上の方)	8000		0	
短期入所/グループホーム宿泊体数(日数)	500		0	
自立生活援助・就労定着支援	500		0	
放課後等デイサービス(日数)	600		0	
合計			0	

障害支援区分	一般	行動援護・重心	重度訪問介護	通院加算(*1)	ホーム加算
区分1	10400			2000	3500(*2)
区分2	16580			2000	2000(*3)
区分3	19480	29220			
区分4	26750	40125	53500		
区分5	30600	45900	61200		
区分6	35830	53745	71660		
児童	金額	該当者は1を入力	該当単位		
基本	14000		0		
てんかん発作あり	12000		0		てんかん発作の診断がある。
一人親世帯	12000		0		母子家庭、父子家庭
共働き世帯	12000		0		原則、週3回以上、1日8時間以上働いている家庭。
重心または行動援護	26125		0		重心認定がある方、行動援護の対象になる方。
重複障害	8000		0		知的障害と身体障害と両方ある方等。
要支援世帯	8400		0		家族に障害があり介護が必要。または保護者が障害者の場合
妊娠出産加算	8400		0		母の妊娠時から1歳になるまで限定の加算
成長加算(小4以上)	8000		0		体重25キログラム以上なら小4未満でも可能。
合計単位			0		

*1 定期通院が必要な場合
 *2 区分1でホーム入居者
 *3 区分2でホーム入居者で帰省時に支援が必要な場合。
 ・2人介助の際は2人目の時間数は算定しない。

障害福祉と介護保険の違い③

	障害者総合支援法	介護保険法
サービスの決定	・相談支援専門員と相談して作成したサービス等利用計画に基づき、行政がサービスの種類・支給量を決定します	・ケアマネージャーと相談して作成したケアプランに基づき、サービスを利用。
主なサービス内容	<ol style="list-style-type: none">1. 介護給付：身体介護、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援等2. 訓練等給付：生活訓練、共同生活援助等3. 地域生活支援事業：移動支援、日中一時支援4. 相談支援（サービス等利用計画作成）	<ol style="list-style-type: none">1. 居宅サービス：訪問介護、訪問入浴、訪問看護、通所介護、デイケア、短期入所等2. 地域密着型サービス：小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等3. 施設サービス：別養護老人ホーム（特老）、介護老人保健施設（老健）等4. 居宅介護支援（ケアプラン作成）
利用者負担	原則1割負担 （世帯の課税状況に基づき、事前に負担上限月額を決定）	利用者負担は、介護サービスにかかった費用の1割（一定以上所得者の場合は2割または3割）です。

利用者負担に関して (成人)

市民税課税世帯	一般 2 (所得割 16 万円以上)	37,200 円
	一般 1 (所得割 16 万円未満) (注 1)	9,300 円
市民税非課税世帯 (注 2)	低所得 2 (年収 80 万円超)	0 円
	低所得 1 (年収 80 万円以下)	0 円
生活保護世帯		0 円

(注 1) 収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります。

(注 2) 3人世帯で障害者基礎年金 1 級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象となります。

(注 3) 入所施設利用者 (20 歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般 2」となります。また、20 歳未満の入所施設利用者は、所得割 28 万円以上が「一般 2」、所得割 28 万円未満が「一般 1」となります。

障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額 (補装具、介護保険も併せて利用している場合は、それぞれの負担額も含む。) の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます (償還払い)。

(参考) 利用者負担のあり方

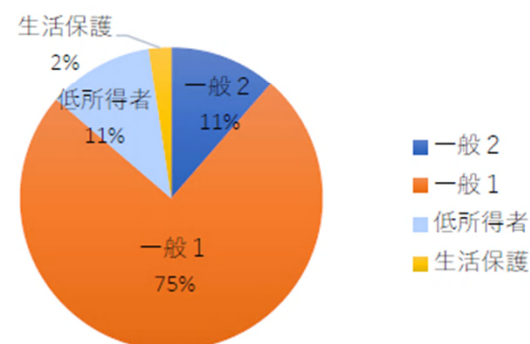
資料Ⅳ-4-7

- 障害福祉サービスは、原則として費用の1割を利用者が負担することとされているが、所得に応じて負担限度額が設定されている。
- 実際には、利用者負担割合が小さいため、サービスの必要性や費用額が意識されにくく、サービス利用量が伸びやすい構造となっている。

◆ 利用者負担額（障害児サービス）

所得区分	負担上限額	令和4年12月				
		利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)[A]	利用者負担額 (億円)[B]	負担割合 [B/A×100]
一般2	37,200円	5.5	11%	58	3.9	6.7%
一般1(※1)	4,600円	36.1	75%	439	9.9	2.3%
低所得者(※2)	0円	5.4	11%	74	-	-
生活保護	0円	1.2	2%	17	-	-
合計	-	48.2	100%	588	13.9	2.4%

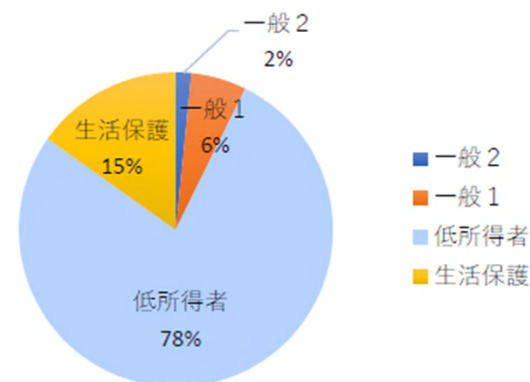
※1 市町村民税所得割額28万円未満【両親(主たる生計維持者+被扶養配偶者)+子ども2人(うち障害児1人):年収約970万円未満】
 ※2 市町村民税非課税世帯



◆ 利用者負担額（障害福祉サービス）

所得区分	負担上限額	令和4年12月				
		利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)[A]	利用者負担額 (億円)[B]	負担割合 [B/A×100]
一般2	37,200円	1.6	2%	29	2.4	7.5%
一般1(※1)	9,300円	5.6	6%	80	3.2	3.9%
低所得者(※2)	0円	76.6	78%	1,789	-	-
生活保護	0円	15.0	15%	254	-	-
合計	-	98.8	100%	2,151	5.6	0.25%

※1 市町村民税所得割額16万円未満【両親(主たる生計維持者+被扶養配偶者(障害者))+子ども1人:年収約670万円未満】
 ※2 市町村民税非課税世帯



利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
自己負担	利用者負担の負担上限月額設定(所得段階別)					
	高額障害福祉サービス等給付費(世帯での所得段階別負担上限)					医療型個別減免(医療、食事療養費と合わせ、上限額を設定)
			事業主の負担による就労継続A型事業(雇用型)の減免措置			
	生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)					
食費・光熱水費	補足給付 (食費・光熱水費を減免)	食費については実費負担ですが、通所施設(事業)を利用した場合には、食費の人件費支給による軽減措置が受けられます。	食費の人件費支給による軽減措置		補足給付 (食費・光熱水費を軽減)	
		補足給付 (家賃負担を軽減)				

障害福祉サービス等に係る負担限度額

(平成18年4月～)	(平成19年4月～)	(平成20年7月～)	(平成22年4月～)	【参考】 ＜介護保険＞
＜介護保険並び＞	＜特別対策＞	＜緊急措置＞	＜低所得無料化＞	
一般 37,200円	一般 37,200円	一般 37,200円	一般 37,200円	一般(注) 37,200円
低所得2 24,600円	一般(※) (所得割16万円未満) 9,300円	一般(※) (所得割16万円未満) 9,300円	一般 (所得割16万円未満) 9,300円	低所得2 24,600円
低所得1 15,000円	低所得2(※) 6,150円 (通所は3,750円)	低所得2(※) 3,000円 (通所は1,500円)	低所得2 0円	低所得1 15,000円
生活保護 0円	低所得1(※) 3,750円	低所得1(※) 1,500円	低所得1 0円	生活保護 15,000円
	生活保護 0円	生活保護 0円	生活保護 0円	生活保護 15,000円
	※ 資産要件あり(所有する現金及び預貯金等が 1,000万円(単身の場合は500万円)以下等)。 平成21年7月以降資産要件は撤廃。			介護保険は世帯全体の所得の状況で判断
				(注):平成27年8月より現役並み所得者については、44,400円

- (1) 一般:市町村民税課税世帯
 (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
 (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
 (4) 生活保護:生活保護世帯
 ・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断

高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることになっている。高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割)が新たに生じることや、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することになる場合があることといった課題が指摘されている。
- このため、65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組みを設け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。

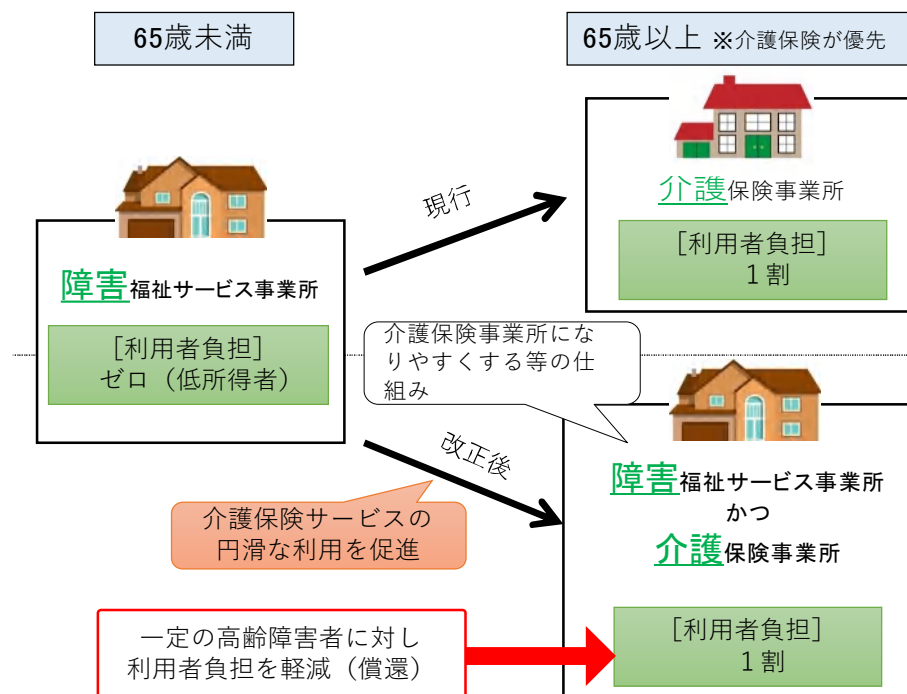
具体的内容

- 一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組みを設ける。

【対象者】

- ・ 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合
- ・ 障害支援区分2以上
- ・ 低所得者

※ この他、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直しを行い、介護保険サービスの円滑な利用を促進する。



介護保険サービス利用者自己負担減免の対象者について

- ① 65歳に達する日前5年間にわたり、引き続き介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと
- ② 65歳に達する日の前日の属する年度分の市町村民税が非課税であったこと、または生活保護世帯であったこと
- ③ 65歳に達する日の前日において障害支援区分が区分2以上であること
- ④ 65歳に達するまでの介護保険法による保険給付を受けていないこと

介護保険相当 障害福祉サービス

居宅介護・重度訪問介護・生活介護・短期入所

障害福祉サービス相当 介護保険サービス

訪問介護・通所介護・短期入所生活介護
地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護（介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスは含まれません）

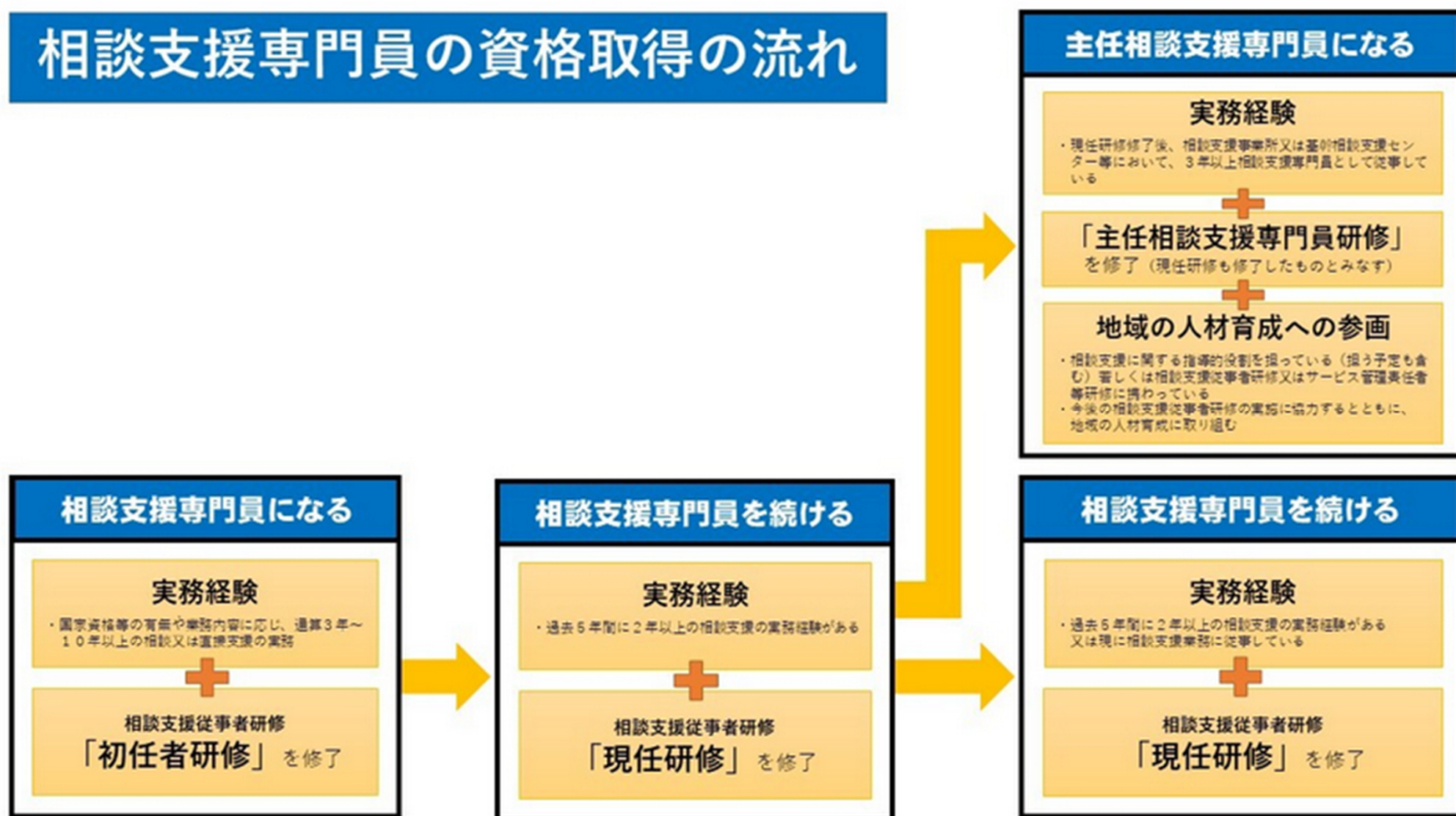
相談支援専門員とは

- 障害者の地域での生活の拡充が進められる中、1990年代入所施設に地域支援を行うコーディネーターが配置されたことをきっかけに障害者の相談支援事業が立ち上がりました。
- 2003年に支援費制度が導入され、措置から契約に障害福祉サービスが変わり、ケアマネジメントの提供の必要性が確認されました。
- 2006年に施行された障害者自立支援法では、「相談支援」が法律上に定義を持った言葉として位置付けられ、相談支援事業所に相談支援専門員を配置することとなりました。

相談支援専門員と介護支援専門員の違い

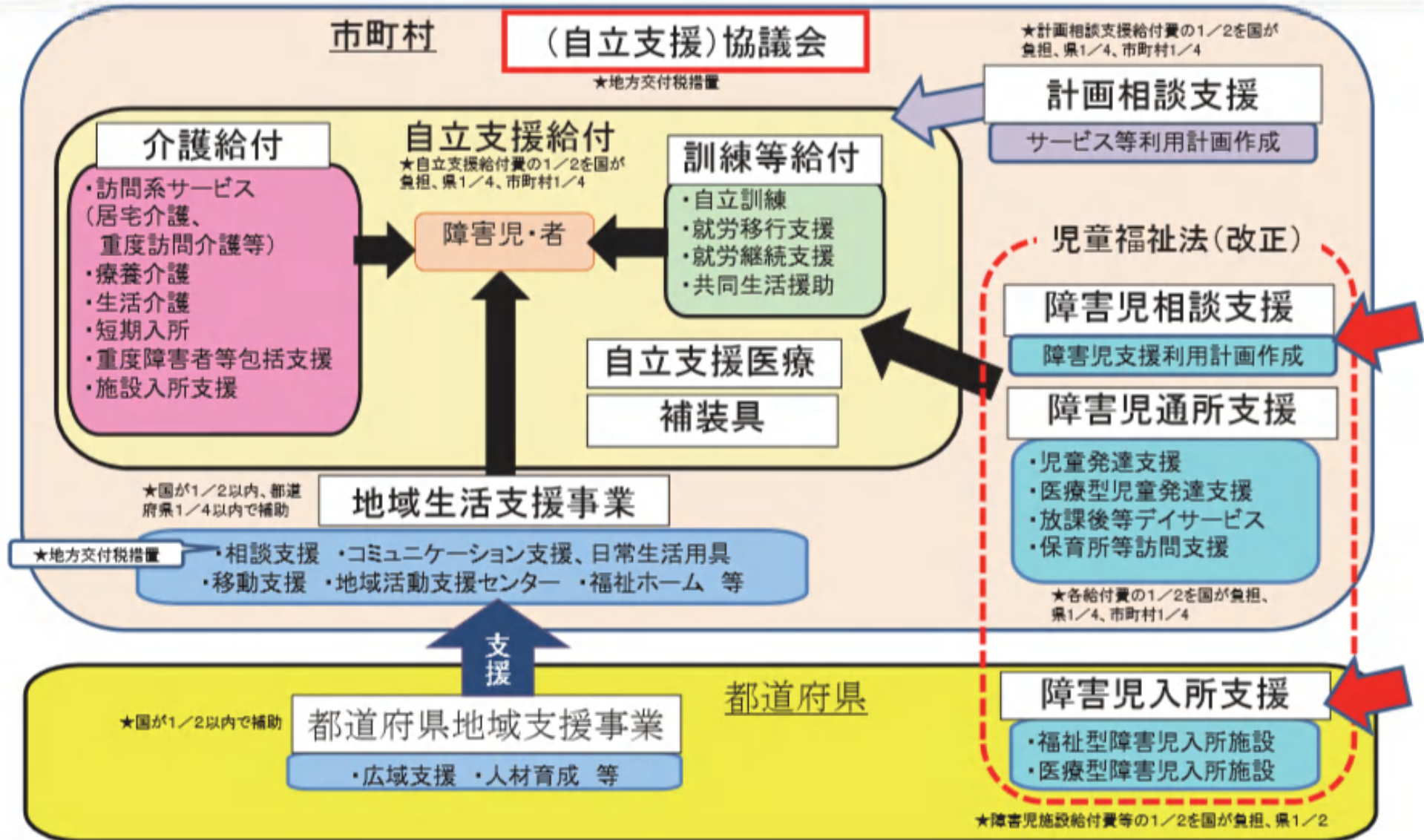
	相談支援専門員	介護支援専門員（ケアマネージャー）
資格要件	障害福祉等の現場で実務経験を有し、相談支援従事者初任者研修」を修了することで、登録をすることができます。	実務の経験を有し、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、介護支援専門員実務研修の課程を修了することで、登録をすることができます。
作成する計画の名称	サービス等利用計画	ケアプラン
事業範囲	指定特定相談支援事業と障害児相談支援事業とあり、障害者総合支援法に基づくサービスの計画を作成する場合は指定特定相談支援、児童福祉法に基づくサービス等の計画を作成する場合は障害児相談となります。	居宅ケアマネと施設ケアマネとあり、居宅ケアマネは「居宅介護支援事業所」が職場。在宅で介護サービスを受けている方が対象。施設ケアマネの場合は特定の施設に勤務し、その施設内の利用者のケアプラン作成を行いません。
担当者数	サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。標準件数を一定程度超過（40件以上）する場合の基本報酬の逡減制を導入。	居宅では利用者35名に1名の介護支援専門員を配置 施設では利用者100名に1名の介護支援専門員を配置

相談支援専門員の資格取得の流れ



相談支援専門員と介護支援専門員の違い

	相談支援専門員	介護支援専門員（ケアマネージャー）
資格要件	障害福祉等の現場で実務経験を有し、相談支援従事者初任者研修」を修了することで、登録をすることができます。	実務の経験を有し、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、介護支援専門員実務研修の課程を修了することで、登録をすることができます。
作成する計画の名称	サービス等利用計画	ケアプラン
事業範囲	指定特定相談支援事業と障害児相談支援事業とあり、障害者総合支援法に基づくサービスの計画を作成する場合は指定特定相談支援、児童福祉法に基づくサービスの計画を作成する場合は障害児相談となります。	居宅ケアマネと施設ケアマネとあり、居宅ケアマネは「居宅介護支援事業所」が職場。在宅で介護サービスを受けている方が対象。施設ケアマネの場合は特定の施設に勤務し、その施設内の利用者のケアプラン作成を行いません。
担当者数	サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。標準件数を一定程度超過（40件以上）する場合の基本報酬の逡減制を導入。	居宅では利用者35名に1名の介護支援専門員を配置 施設では利用者100名に1名の介護支援専門員を配置



相談支援専門員と介護支援専門員の違い

	相談支援専門員	介護支援専門員（ケアマネージャー）
資格要件	障害福祉等の現場で実務経験を有し、相談支援従事者初任者研修」を修了することで、登録をすることができます。	実務の経験を有し、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ、介護支援専門員実務研修の課程を修了することで、登録をすることができます。
作成する計画の名称	サービス等利用計画	ケアプラン
事業範囲	指定特定相談支援事業と障害児相談支援事業とあり、障害者総合支援法に基づくサービスの計画を作成する場合は指定特定相談支援、児童福祉法に基づくサービスの計画を作成する場合は障害児相談となります。	居宅ケアマネと施設ケアマネとあり、居宅ケアマネは「居宅介護支援事業所」が職場。在宅で介護サービスを受けている方が対象。施設ケアマネの場合は特定の施設に勤務し、その施設内の利用者のケアプラン作成を行いません。
担当者数	サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。標準件数を一定程度超過（40件以上）する場合の基本報酬の逡減制を導入。	居宅では利用者35名に1名の介護支援専門員を配置 施設では利用者100名に1名の介護支援専門員を配置

相談支援専門員と介護支援専門員の違い

	相談支援専門員	介護支援専門員
モニタリング	利用者の状況や利用しているサービスによって、毎月、3月に1回、6月に1回等変わります。	要介護の利用者に対しては最低月1回のモニタリング訪問が義務づけられています。
給付管理	給付管理はありません	利用者が介護保険サービスを利用すると、サービス提供事業者は介護給付費を請求することとなります。その審査の際に「給付管理票」が必要となり、毎月ケアマネジャー作成します。
報酬額	＊指定特定相談支援の場合 サービス等利用計画作成 1,462単位 モニタリング 1,221単位 (特定事業所加算あり)	要介護1～2の場合 1,042単位 要介護3以上の場合 1,353単位 (特定事業所加算あり)

① モニタリング実施標準期間の見直し（計画相談支援）

- サービス等利用計画等の定期的な検証（モニタリング）の標準期間について、支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。

対象者		旧基準	見直し後	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	—	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 （日中支援型を除く）、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、療 養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

相談支援専門員と介護支援専門員の違い

	相談支援専門員	介護支援専門員
モニタリング	利用者の状況や利用しているサービスによって、毎月、3月に1回、6月に1回等変わります。	要介護の利用者に対しては最低月1回のモニタリング訪問が義務づけられています。
給付管理	給付管理はありません	利用者が介護保険サービスを利用すると、サービス提供事業者は介護給付費を請求することとなります。その審査の際に「給付管理票」が必要となり、毎月ケアマネジャー作成します。
報酬額	＊ 指定特定相談支援の場合 サービス等利用計画作成 1,462単位 モニタリング 1,221単位 (特定事業所加算あり)	要介護1～2の場合 1,042単位 要介護3以上の場合 1,353単位 (特定事業所加算あり)

障害者基本法の理念の実現

- 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。
 - 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 - 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
 - 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。
- （障害者基本法第3条）